

第2回小松島市犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年6月30日(金) 13時～14時30分
- 2 場 所 小松島市役所 2階 議会委員会室
- 3 参加者
 - ・委員6名
 - ・事務局
総務部長、保健福祉部長、産業振興部長、市民環境部長
副教育長、住宅課長、人権推進課長ほか
 - ・オブザーバー1名
小松島警察署警務課係長

4 議事概要

- (1) 小松島市犯罪被害者等支援条例(案)の修正について
- (2) 経済的支援について

(委員)

第1条、「計画的に」というところが削除されている。総合計画を作らないという方向性なのか。

(事務局)

今現在は計画を策定するよりも状況に応じて要綱を改定すること対応したいと考えている。

(委員)

検証の機会を設けること及び支援の継続性という観点から要綱だけではなく、計画を策定する必要性がある。

(事務局)

国の計画や県の計画に沿う形で制度を運用し、必要に応じて要綱を見直すことで対応したいと考えている。また、小松島市人権擁護施策推進審議会で状況報告や内容についての検討と協議検証の場が設けられたらと考えている。

条文に入れるかどうかについては、パブリックコメントにかけるまでの間で検討を続けたい。

(委員)

学校関係で、被害者教育が抜けているのではないかと思う。

(事務局)

第13条について、条文としてはこのような形で進めたい。

(委員)

児童または生徒が犯罪被害者である場合、犯罪被害者であったことが前提となっている。主観的に犯罪被害者として認識できていない人をどうするかという問題がある。

(委員)

被害者教育は市が主体となっていくのか、学校が主体となるのか。

(委員)

学校任せにならないように、小松島市が今すすめている外部人材活用事業等で専門の方が、命の教育、犯罪被害者にならないような予防教育ができるよう、施策をお願いしたい。

(会長)

文科省のマニュアルでは、事件等が起こった際、子どもたちだけではなくて教職員への支援というのでも盛り込まれている。学校現場に全てを押し付けるという意味ではなく、学校の先生方も含めたサポートをするというのが被害者支援で大事なところであると思う。

(事務局)

これらの教育に関する点については、パブリックコメントの実施までに調整したい。

(委員)

支援金について、条文に入れ込む形ではなくて、要綱等で定める理由は何か。

(事務局)

要綱は、状況に応じて見直しがしやすいというのもあり、適切に運営できるのではないかと考えている。

(委員)

どういうことを条例に基づいて新たに施策としてやっていこうかと考えているのか。

(事務局)

基本的には大きくわけて3つあり、人権推進課の中に総合窓口を設置し、被害者の方が相談に来られた際は、相談内容を確認し、既存の行政サービスに結び付けていく。経済的負担の軽減ということで、死亡の場合は30万円を、重傷病の場合は10万円を支援金として支給する。市営住宅への一時入居、居住の安定を図るための対策も、犯罪被害者等に関する新たな施策になる。

(委員)

引っ越し費用等、火葬費用に関してどのように考えているのか。

(事務局)

第8条の経済的負担の軽減で、支援金の活用をしていただけたらと考えている。

(委員)

30万円では足りないのではないか。

火葬費用については、犯罪によって家族をなくしているのが、負担しなくてもいいような制度を作ってほしい。

(事務局)

火葬費用については、窓口対応の課題があり、難しいと考えている。

(委員)

警察から市に情報提供ができればできるのではないか。

(警察署)

警察として必要な情報提供、情報交換は規定に基づいて、対応することになる。どこまで情報が出せるかということはこの場では明言できないが、被害者の同意のもとで情報提供しながら、支援を進めていくことになると考えている。

(委員)

相談のための個室の確保について、プライバシーに配慮した対応をお願いしたい。

(事務局)

既存の施設で適切に十分プライバシーが確保できる体制にしたいと考えている。

(委員)

生活保護の関係で、給付金を一時所得として扱うのかどうか。

(事務局)

要綱策定の中で担当部課と協議しながら考えていきたい。

(事務局)

第1条の目的、第6条に学校の責務を追加するかどうか、13条の条文の書き方の3点について会長預かりとし、パブリックコメント実施までの間に会長と事務局とで協議調整したいと考えている。

(会長)

事務局から提案のあった3点について会長預かりとすることについて、意義はないか。

(委員)

異議なし。